

# 横浜市生活環境の保全等に関する条例の手引

## 【屋外作業の騒音・振動防止】

### 目次

- 1 屋外作業の概要 . . . . . 1
- 2 規制基準等 . . . . . 2
- 3 屋外作業に伴う騒音及び振動による  
公害防止に関する指導基準 . . . . . 4
- 4 屋外作業に係る届出 . . . . . 5

令和6年4月  
横浜市みどり環境局

この手引はダウンロードできます。

横浜市では、住宅地に隣接する資材・残土置場等で屋外作業を行っている事業所から発生する騒音・振動に対する苦情が依然として多く寄せられています。屋外作業は、苦情が発生すると効果的な騒音対策が講じにくく、解決するのが難しい状況となっています。

こうした屋外作業の騒音・振動の未然防止を図るため、横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）で指導基準を定めるとともに、一定規模以上の屋外作業を行う事業所に対し届出を行うことを義務づけています。

事業者には、より積極的な防音・振動対策に取り組むことが求められています。

## 届出チェックリスト

届出書は正副2部作成しましたか。

必要な添付書類をすべて添付しましたか。

事前予約はお済みですか。

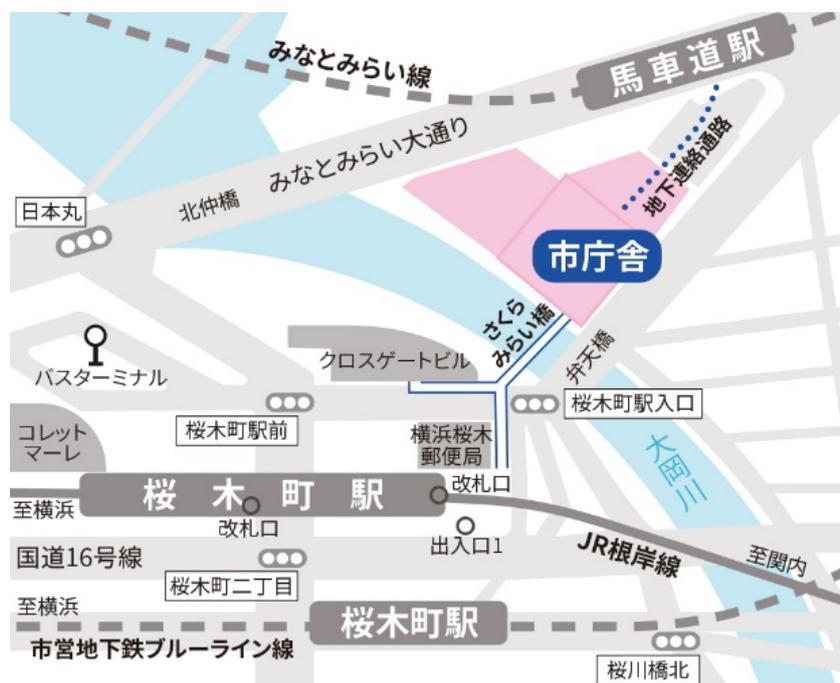
\*窓口にて書類の確認を行いますので、事前に電話でご予約ください。(TEL : 045-671-2485)

\*ご予約なく来庁された際には、お待ちいただく場合がございます。

## ☆問合せ・予約・届出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階  
横浜市みどり環境局環境保全部 大気・音環境課 騒音担当

電話 045-671-2485



# 1 屋外作業の概要

## (1) 「屋外作業」とは

条例における「屋外作業」とは、屋外において、資材の積卸し、運搬用機器及び建設機械の使用、車両の運行等の騒音及び振動を伴う作業をいいます。

## (2) 騒音及び振動の防止に関する規制基準（条例第 31 条、規則第 38 条）

条例の規制基準は、すべての事業者が遵守しなければなりません。

事業所において発生する騒音及び振動の規制基準は 2 ページのとおり、並びに屋外作業に伴う騒音における「公害が生じていると認められる判断基準」は 3 ページのとおりです。

## (3) 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止（条例第 108 条、第 109 条）

屋外作業に係る「屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準」（条例第 109 条）を定めています。（4 ページ参照）

事業者は、屋外作業を行う場合には、より騒音及び振動の少ない作業方法への変更、防音設備の設置、作業時間の配慮及び作業を行う者への教育・指導等を行うことにより、騒音及び振動による公害の防止に努めてください。

## (4) 改善命令等（条例第 36 条、第 37 条、第 110 条）

条例第 31 条第 2 項（騒音及び振動に関する規制）に違反していると認めるときは、事業者に対し、改善命令等を行うことがあります。

屋外作業を行う事業者に対し、当該屋外作業に伴う騒音及び振動による公害を防止するため、指導基準に基づき、必要な指導及び助言をすることがあります。また、屋外作業が指導基準に適合しないことにより騒音及び振動による公害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該屋外作業を行う事業者に対し、騒音及び振動による公害を防止するために必要な措置をとるよう勧告することがあります。

## (5) 屋外作業に係る届出の手續（条例第 111～113 条・規則第 76 条）

届出が必要となる地域内において、面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の土石又は資材の保管場所を新たに設置し、1 年以上継続して屋外作業をする場合は、屋外作業を開始する日の 30 日前までに届出が必要となります。また、屋外作業を変更又は中止する場合にも届出が必要になります。（5 ページ参照）

## 2 規制基準等

### (1) 騒音の規制基準\*

(単位：dB (A))

地 域 \ 時 間	午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域(市街化調整区域等)	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65

### (2) 振動の規制基準\*

(単位：dB (A))

地 域 \ 時 間	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午前8時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域(市街化調整区域等)	60	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60
工業専用地域	70	65

\* 騒音及び振動の測定地点は、事業所等の敷地境界線上の地点とする。

### (3) 公害が生じていると認められる判断基準

騒音を受ける者が居住する住居等の敷地の境界線において、屋外作業から発生する騒音の音量が条例施行規則第 38 条に定める別表第 13 の地域及び時間ごとの欄に掲げる数値を超え、かつ、屋外作業から発生する作業時間の騒音暴露量 (EXPL) が、その地域の環境基準に定める数値とその時間帯 (昼間 16 時間、夜間 8 時間) から算出される数値を超えている場合に公害が生じていると認める判断基準とします。

騒音暴露量：EXPL

測定時間中に屋外作業に伴って発生する騒音の全エネルギー (瞬時 A 特性音圧の 2 乗積分値) と等しいエネルギーを持つ継続時間 1 秒の定常音の騒音レベル

(算出式)

$$EXPL = 10 \log \left[ \frac{1}{T_0} \int_{t_1}^{t_2} \frac{p_A^2(t)}{p_0^2} dt \right]$$

$p_A(t)$  : 対象とする騒音の瞬時 A 特性音圧 (Pa)

$p_0$  : 基準音圧 (20  $\mu$  Pa)

$t_1 \sim t_2$  : 対象とする騒音の継続時間を含む時間 (秒)

$T_0$  : 基準時間 (1 秒)

地 域	基 準 値 EXPL (単位 dB)	
	昼 間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時から午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域第一 種 住 居 地 域 第 二 種 住 居 地 域 準 住 居 地 域 その他の地域(市街化調整区域等)	103	90
近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域	108	95

\* 例：住居系地域の昼間の基準値 103 dB 1 秒間に相当する騒音の大きさと発生時間

103 dB	1 秒間
80 dB (地下鉄の車内)	3 分間
70 dB (騒々しい街頭)	30 分間
60 dB (普通の会話)	5 時間
55 dB	16 時間

# 3 屋外作業に伴う騒音及び振動による 公害の防止に関する指導基準

事業者は、屋外において、資材の積卸し、運搬用機器の使用、車両の運行等騒音及び振動を伴う作業を行う場合には、以下の項目について、可能な限り配慮し、騒音・振動の未然防止に努めるものとする。

また、事業者は騒音等の問題が生じ、公害が生じていると認められる基準を超過する場合には（3 ページ参照）、速やかに改善措置を講じるものとする。

## （1）屋外作業を行う場所の構造

- ① 敷地の周囲に遮音性の高い塀を設置し、防音対策をする。ただし、周辺住民から風通し・見晴らし・日当たり等の要望がある場合は、それらに配慮すること。
- ② 車両の出入口は、住宅側から離れた位置にすること。

## （2）機器・車両等の騒音・振動対策

- ① 敷地内で使用する油圧ショベル等の建設機械は超低騒音型（国土交通省指定）にすること。
- ② フォークリフトを使用する場合は、電気モータ式を使用すること。
- ③ 運搬車両のバックブザーは、危険のない範囲で切るようにすること。
- ④ 停車中の車両のアイドリングは停止すること。
- ⑤ 鉄骨加工場でせん断機・走行クレーン等の機械を使用する場合は、低騒音化に努めること。

## （3）作業方法等の騒音・振動対策

- ① 早朝・夜間・日曜日及び休日の作業は控えること。
- ② 騒音・振動を防止する作業方法・使用方法について、作業員への研修を日常的に実施すること。
- ③ 掛け声・話し声に注意すること。
- ④ 著しい騒音・振動が発生する作業は、住宅から離れた場所で行うこと。
- ⑤ 建屋がある場合は、作業はなるべく建屋内で行うこと。
- ⑥ 資材等の荷物の積卸しは、静かに行うこと。
- ⑦ 作業中の資材・製品・廃品等のぶつかり合う音に注意すること。
- ⑧ 資材等の落下音を防止するため、作業場所の床に緩衝機能を有する素材（ゴムマット等）を敷くこと。
- ⑨ 出入りする車両の通行時間・速度・搬入ルートを検討すること。

## （4）その他

- ① 看板を設置して、作業員に騒音・振動の防止を啓発すること。
- ② 水撒きを行い、粉じんの飛散を防止すること。

## 4 屋外作業に係る届出

### (1) 届出が必要になる面積、期間

土石又は資材の保管場所が面積 1,000 m<sup>2</sup>以上で、1 年以上継続して屋外作業を行う場合

### (2) 届出が必要になる地域（条例第 111～113 条・規則第 76 条）

横浜市の区域のうち、都市計画法で掲げる工業専用地域を除く区域

\*用途地域は、「i マップ」でお調べください。（裏表紙参照）

### (3) 届出の手続（条例第 111～113 条・規則第 76 条）

#### ① 新たに屋外作業を開始しようとするとき

届出の種類	屋外作業開始届出書
様式番号	【細則第 26 号様式】
届出の期限	屋外作業を開始する日の 30 日前まで
添付書類	<input type="checkbox"/> 屋外作業を行う場所の位置及び周辺状況を示した図面 <input type="checkbox"/> 敷地内における配置状況を示した図面 （敷地の境界線及び屋外作業を行う場所の面積を明記） <input type="checkbox"/> 騒音・振動・粉じん防止の方法を示す資料

#### ② 届出内容に変更があるとき

届出の事由	①届出者の氏名、名称又は住所の変更 ②法人の代表者の氏名の変更 ③屋外作業を行う事業所の名称の変更	①屋外作業を行う場所の変更 ②屋外作業の概要の変更 ③屋外作業の操業時間の変更 ④屋外作業を行う場所の面積の変更 ⑤屋外作業で使用する機器及び作業内容の変更 ⑥騒音及び振動の公害防止の方法の変更
届出の種類	屋外作業に係る変更届出書	屋外作業に係る変更届出書
様式番号	【細則第 27 号様式】	【細則第 27 号様式】
届出の期限	変更の日から 30 日以内（事後届出）	変更する日の 30 日前まで（事前届出）
添付書類	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 変更内容を確認できる資料 ・事業所の位置及び周辺状況を示した図面 ・敷地内における配置状況を示した図面 ・騒音・振動・粉じん防止の方法を示す資料 など

③ 屋外作業を行う場所を廃止したとき

届出の種類	屋外作業に係る中止届出書
様式番号	【細則第 28 号様式】
届出の期限	中止した日から 30 日以内
添付書類	<input type="checkbox"/> 不要

(4) 届出書の記載上の注意

- ① 届出書は、事業所の実態を知るために提出していただくものです。従って、その記載は事業所の実態をよく知っている方が責任を持って行ってください。届出についての責任は申請者又は届出者にありますので、書類の作成を他人に依頼された場合でも、記載内容をよく確認してください。
- ② 届出者の押印は不要です。
- ③ 文字は丁寧に楷書で記入し、数字は算用数字を用いてください。
- ④ 原則黒インク（黒トナー）を用い、図面等に色鉛筆等を用いる場合のほかは、鉛筆や消せるボールペン等を使用しないでください。
- ⑤ 提出する届出書の部数は、正副の合計 2 部です。
- ⑥ 添付書類は、特別の事情のあるものを除き、用紙の大きさを日本産業規格 A 4 としてください。A 4 以上の書類については A 4 に折り、左側を届出書とともに綴じてください。

★様式は横浜市の電子申請・届出システムからダウンロードできます

横浜市 電子申請・届出システム
検索

手続き一覧（個人向け）
手続き一覧（事業者向け）
ヘルプ
よくあるご質問
ログイン
新規登録



横浜市電子申請・届出システム（新）

もっと便利に。  
もっと簡単に。

横浜市では行政手続きの受付がインターネットで行えます。  
このサービスを通して皆様の生活をもっと便利に。もっと簡単に。

チャットでのお問い合わせ

横浜市電子申請・届出システム チャットサポート

細則第 26 号様式 (第 2 条第 37 号)

### 屋外作業開始届出書

令和 3 年 5 月 15 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 住所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
氏名 ○○建設株式会社  
代表取締役社長 横浜次郎  
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第 111 条の規定により次のとおり届け出ます。

名 称	○○建設(株)資材センター		
所 在 地	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10		
屋 外 作 業 の 概 要	資材、残土置場		
(使用機器)	建設用鉄パイプ、残土等		
(設置機器)	フォークリフト 3 台	バックホウ	3 台
(重機等)	トラック	2 台	
屋外作業を行う場所 の面積 (m <sup>2</sup> )	1, 1 5 0	m <sup>2</sup>	
使用開始年月日	令和 3 年 7 月 1 日		
操業時間及び作業内容	AM 9 : 0 0 ~ PM 5 : 0 0 早朝と夕方トラックの出入りあり		
※騒音・振動規制基準値	騒音 デシベル	振動 デシベル	
△騒音・振動・粉じん 防止の方法	別紙のとおり		
用 途 地 域	商業地域		
連 絡 先	総務部	△△課	××係
	担当者氏名	横浜 花子	
	電話番号	0 4 5 - 6 7 1 - 2 4 8 5	(内線) 2 1 2 1

(注意) 1 ※印の欄には、記載しないでください

- 2 別紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、A4サイズでお願いします。  
添付書類・屋外作業を行う場所の付近の見取り図・屋外作業を行う場所内の配置図

(A4)

細則第27号様式（第 2 条第38号）

### 屋外作業に係る変更届出書

令和 3 年 7 月 15 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 住所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
氏名 ○○建設株式会社  
代表取締役社長 横浜次郎  
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第112条の規定により次のとおり届け出ます。

名 称	○○建設 (株) 資材センター	
所 在 地	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10	
変 更 事 項	<input checked="" type="checkbox"/> 届出者の氏名、名称又は住所の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 法人の代表者の氏名の変更 <input type="checkbox"/> 屋外作業を行う事業所の名称の変更	
	<input type="checkbox"/> 屋外作業を行う場所の変更 <input type="checkbox"/> 屋外作業の概要の変更 <input type="checkbox"/> 屋外作業の作業時間の変更 <input type="checkbox"/> 屋外作業を行う場所の面積の変更 <input type="checkbox"/> 屋外作業で使用する機器及び作業内容の変更 <input type="checkbox"/> 騒音及び振動の公害防止の方法の変更	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
	代表取締役社長 横浜太郎	代表取締役社長 横浜次郎
変 更 年 月 日	令和 3 年 7 月 1 日	
連 絡 先	総務部                      △△課                      ××係	
	担当者氏名 横浜 花子 電話番号 0 4 5 - 6 7 1 - 2 4 8 5                      (内線)	

(注意) □のある欄には、該当する□内に L 印を記入してください。

(A 4)

細則第27号様式（第 2 条第38号）

### 屋外作業に係る変更届出書

令和 3 年 7 月 15 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 住所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
氏名 ○○建設株式会社  
代表取締役社長 横浜次郎  
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市の生活環境の保全等に関する条例第112条の規定により次のとおり届け出ます。

名 称	○○建設 (株) 資材センター	
所 在 地	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10	
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 届出者の氏名、名称又は住所の変更 <input type="checkbox"/> 法人の代表者の氏名の変更 <input type="checkbox"/> 屋外作業を行う事業所の名称の変更	
	<input type="checkbox"/> 屋外作業を行う場所の変更 <input type="checkbox"/> 屋外作業の概要の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外作業の作業時間の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外作業を行う場所の面積の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外作業で使用する機器及び作業内容の変更 <input type="checkbox"/> 騒音及び振動の公害防止の方法の変更	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
	作業時間：AM9:00～PM5:00 作業面積：1,150 m <sup>2</sup> 使用する機器：フォークリフト 3 台、 バックホウ 3 台、トラック 2 台	作業時間：AM8:00～PM6:00 作業面積：1,500 m <sup>2</sup> (別紙参照) 使用する機器：フォークリフト 3 台、 バックホウ 4 台、トラック 3 台
変 更 年 月 日	令和 3 年 9 月 1 日	
連 絡 先	総務部                      △△課                      ××係  担当者氏名 横浜 花子 電話番号    0 4 5 - 6 7 1 - 2 4 8 5                      (内線)	

(注意) □のある欄には、該当する□内に L 印を記入してください。

(A 4)

細則第28号様式（第 2 条第39号）

## 屋外作業に係る中止届出書

令和 3 年 11 月 10 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 住 所 横浜市中区本町 6 丁目50番地の10  
氏 名 ○○建設株式会社  
代表取締役社長 横浜次郎  
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第113条の規定により次のとおり届け出ます。

名	称	○○建設 (株) 資材センター
所	在	地
		横浜市中区本町 6 丁目50番地の10
廃	止	等
		年 月 日
		令和 3 年 11 月 1 日
届	出	の
		事 由
		<input checked="" type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 条例第111条に非該当
廃	止	又
		は
		条
		例
		第
		111
		条
		に
		非
		該
		当
		と
		な
		っ
		た
		理
		由
		<input type="checkbox"/> 作業所面積の合計が1,000平方メートル未満になった <input type="checkbox"/> 土石又は資材の保管場所でなくなった <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 事業撤退のため )
連		
絡		
先		
	総務部	△△課
		××係
	担当者氏名	横浜 花子
	電話番号	0 4 5 - 6 7 1 - 2 4 8 5 (内線)

- (注意) 1 □のある欄には、該当する□内に✓印を記入してください。  
 2 移転による廃止等の場合は、移転先の所在地を届出の事由の欄の ( ) 内に記入してください。

(A 4)

☆用途地域は、横浜市行政地図情報提供システム「iマッピー」でご確認ください。



<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

#### ☆騒音計・振動レベル計の貸出しについて

横浜市では、公害防止等を目的として自主的に騒音測定を行う事業者の皆さまのために、騒音計・振動レベル計の貸出し（無料）を行っていますのでご利用ください。

ご利用を希望する場合は、下記まで予約申込みをしてください。

#### ☆問合せ・予約

横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階

横浜すみどり環境局大気・音環境課 騒音担当

電話 045-671-2485

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/soon/souonkei.html>

横浜すみどり環境局環境保全部大気・音環境課

令和3年7月 作成 令和6年4月 改訂

〒231-0005 横浜市中区町6丁目50番地の10 市庁舎27階

電話 045-671-2485

FAX 045-550-3923

E-mail [mk-souon@city.yokohama.lg.jp](mailto:mk-souon@city.yokohama.lg.jp)